

令和4年6月

# 役員等報酬規程

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈久福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に基づき、この法人の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬等を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員等の報酬等は、評議員会、監事監査、理事会への出席に対して支給する。

3 役員等が評議員会及び理事会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、評議員会及び理事会に出席したときと同様に支給する。

4 理事長の報酬等は、前項並びに決裁等の職務遂行に対して支給する。

5 役員等が、理事長の命により、第2項とは別に職務を遂行したときは報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等が前条第2項に規定する職務を遂行したときは、別表1に定める額とする。ただし、各年度の理事の報酬等の総額が150万円、監事の報酬等の総額が50万円を超えない範囲とする。

2 役員等が前条第5項に規定する職務を遂行したときは、別に定める各種委員会委員の報酬等に関する規程による。

3 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(法人職員給与との併給)

第4条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する支給時期は、次の各号によって支給する。

(1) 理事長に対する報酬の支給は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(2) 理事長を除く役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、役員等の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。その場合は、当月分を翌月21日に支給する。なお、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところの金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第3項に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

- 1 平成28年12月18日に一部改正し、平成29年4月1日より施行する。
- 1 平成30年3月21日に一部改正し、同年4月1日より施行する。
  - (目的)第1条 評議員の追加
  - (報酬等の支給)第2条 第2項・第3項削除
  - (理事長の報酬の算定方法)第3条 削除
  - (役員等の費用弁償の算定方法)第4条 変更改正
  - (法人職員給与との併給方法)第5条 条文番号繰下
  - (理事長の報酬の支給方法)第6条 条文改正、番号繰下
  - 以下、同様に条文番号繰下
  - 別表1改正、別表2削除
- 1 令和2年3月22日に一部改正し、同年4月1日より施行する。
  - (報酬等の支給)第2条
  - (役員等の報酬等の算定方法)第3条
  - (公表)第6条
  - (改廃)第7条
  - (補則)第8条
- 1 令和2年6月28日に一部改正し、同年4月1日に遡及して施行する。
  - (役員等の報酬等の算定方法)第3条
- 1 令和4年3月27日に一部改正し、同年4月1日より施行する。
  - (報酬等の支給)第2条第3項
  - (役員等の報酬等の算定方法)第3条第1項・第2項
  - (役員等の報酬等)別表1
- 1 令和4年6月26日に一部改正し、令和4年7月1日より施行する。
  - (報酬等の支給方法)第5条第1項

(別表 1) 役員等の報酬等

	理事長	理事長を除く役員等
一日あたり	12,000 円	8,000 円
交通費	用務地までの実費相当額	用務地までの実費相当額